

平成29年度 第2回天童市農業委員会総会 会議録

平成29年5月15日(月)午前10時00分 第2回天童市農業委員会総会を
天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	13番	佐藤春芳
2番	佐藤和美	14番	熊澤八弘
3番	水戸卓夫	15番	花輪和雄
4番	大内啓司	16番	原田洗一郎
5番	石垣修一	17番	三宅藤義
6番	佐藤悦雄	18番	那須正義
7番	遠藤市雄	19番	佐藤和良
8番	遠藤喜昭	20番	佐藤善治
9番	清野貢市	21番	小山田忠雄
10番	松田光恵	22番	奥山実雄
11番	大石美貴子	23番	片桐久雄
12番	高橋順一		

2 欠席した委員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

局長	大内淳一	局長補佐	今田明
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議 事 午前10時00分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長のあいさつ)
議 長 去る5月10日付け天童市農業委員会告示第9号にて招集しました、平成29年度第2回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会は全員出席ですので、会議を開会します。
議 長 日程第3号議事録署名の指名をします。5番、石垣修一委員、6番、佐藤悦雄委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。遠藤市雄農振農業振興常任委員長。

遠藤委員長 第1回農振常任委員会にて6月5日のさくらんぼの作況調査について検討しました。

議 長 委員長報告をお願いします。熊澤八弘委員。
熊澤委員 4月26日に、平成29年度第1回農地常任委員会を開催しました。2名の新設農家があり、現地調査及び聞き取り調査を実施しました。審査の結果、2名とも許可したことをご報告します。

議 長 事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
(資料に基づき説明)

総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。

総会資料2～3ページの農地改良受付状況について報告する。

総会資料4～5ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。

総会資料6ページの農地法第4条第1項第8号の農地転用許可事項確認について報告する。

総会資料7ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 事務処理報告が事務局からありましたが、何か皆さんから何かご質問等ありませんか。

(ありません、の声)

議 長 日程第6の議事に入ります。
承認第2号 農地法第18条第6項の規定による審査について

上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事
議 長

総会資料（8～9ページ）説明する。

それでは地元農業委員の調査の結果を求めます。

1番、石垣修一委員。

石垣委員
議 長

事由の通りで問題ありません。

2番、清野貢市委員。

清野委員
議 長

2番、3番、事由の通りです。

4番、大内啓司委員。

大内委員

こちらは面積が小さく、周辺に耕作しているところもなく、耕作不便であり、転用を計画しているために解約するということで問題ありません。

議 長
水戸委員

5番、水戸卓夫委員。

事由の通りで問題ありません。

議 長

地元農業委員の調査の結果につきましては、申請事由の通りであるということですが、皆さんからご質問等ありますか。

（ありません、の声）

議 長

承認第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め承認します。

議 長

承認第3号 議決事件の取消願いについて上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事
議 長

総会資料（10ページ）説明する。

事務局から説明がありましたが、皆さんからご異議ございませんか。

（ありません、の声）

議 長

承認第3号 議決事件の取消願いにつきましては異議なしと認め承認します。

議 長

議第5号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事
議 長

総会資料（11～14ページ）説明する。

それでは地元農業委員の調査の結果を求めます。

議 長

1番ですが、新規就農者である受人の●●さんが土地を貸借し耕

作するものであります。事由の通り問題ありません。

議 長

2番、清野貢市委員。

清野委員

2番、3番、4番、事由の通りで問題ありません。

議 長

5番、水戸卓夫委員。

水戸委員

5番、6番、事由の通り問題ありません。

議 長

7番は道満街道の野菜畑を駐車場にするための転用です。問題ありません。

議 長

8番、大内啓司委員。

大内委員

受人である新規就農者の●●さんが農地を求めたものであり、事由の通り問題ありません。

議 長

9番、佐藤和良委員。

佐藤(和)委員

受人の●●さんは渡人の●●さんと親戚関係であり、問題ありません。10番も事由の通りです。

議 長

11番、大内啓司委員。

大内委員

8番と同じく受人の●●さんが新規就農のために求めた土地でするので問題ありません。

議 長

12番、花輪和雄委員。

花輪委員

事由の通り問題ありません。

議 長

13番、大内啓司委員。

大内委員

荒谷地区ですが、私が担当しましたのでご報告します。渡人の●●さんの果樹畑が放任園地状態になっており、隣の園地の受人の●●さんが解消事業を利用するということで問題ありません。

議 長

地元農業委員の報告によると自由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

議 長

13番の使用貸借権、賃貸借権の違いを教えてください。

布施主事

まず、受人●●さんが自作されているところは樹園地となります。貸付しているところは田んぼになります。使用貸借と賃貸借の違いは、使用貸借権は賃借料を求めない貸借ということで、賃借料を取らない貸借が使用貸借となります。使用権のみを設定する形になります。

議 長

皆さんから質問等ありませんか。

議 長

佐藤善治委員。

佐藤(善)委員

新規就農者の方ですが、経営面積が入っていないのは正式に確定し

てないということでしょうか。1番、8番、11番です。

布施主事

今回貸借した分については、今日の総会で議決された後に経営面積に含まれることとなります。契約としましても、基本的には総会の議決を得てからの契約になるので、今回の案件の分は経営面積に含まれておりません。新規就農であるため、経営面積は今の段階ではゼロであり、今回の総会の議決で許可されれば、経営面積に含まれるということとなります。

議 長

皆さんからご異議ございますか。

(ありません、の声)

議 長

議第5号農地法第3条の規定による許可につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長

議第6号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐

総会資料(15ページ)説明する。

議 長

地元農業委員ならびに、調査委員の調査の結果を求めたいと思います。地元農業委員からお願いします。

議 長

1番、石垣修一委員。

石垣委員

渡人の●●さんは、受人の●●さんの父親であり、現在同居をしております。成生街道沿いに住居があり、自宅の隣の土地を贈与して、そこに家を建てさせる予定です。集落内であり問題ないと判断しました。

議 長

2番、佐藤(悦)委員。

奥山委員

受人の●●さんの息子である受人の●●さんが、農作業小屋を建てるための申請です。場所はラフランスセンターから共済組合へ行く道路に面しており、農業用施設ということで問題ないと思います。

議 長

3番、大内啓司委員。

大内委員

受人の●●さんがモミ乾燥施設を作りたいと考えていたところ、渡人の●●さんから、所有する水田の一部の提供を受けることとなり、今回の申請となりました。農道に面しており、問題ありません。

議 長

調査会の調査の結果を求めます。

議 長

熊澤八弘委員。

熊澤委員

5月2日に、清野委員と共に1番、2番、3番、調査しました。

地元農業委員のご説明、並びに事務局の説明と現地を判断したところ問題ないと判断しました。

議長 地元農業委員ならびに、調査員の調査の結果につきましては問題ないということですが、皆さんから質問等ありますか。

(ありません、の声)

議長 それでは、議第6号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議長 議第7号 平成29年度第2回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

遠藤(市)委員 関連事項がありますので退席いたします。

(遠藤市雄委員退席)

布施主事 総会資料(16～18ページ)説明する。

議長 事務局から説明があったところですが、ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 議第7号 平成29年度第2回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

(遠藤市雄委員戻る)

以上をもちまして平成29年度第2回天童市農業委員会総会を終了いたします。

(終了 午前10時45分)